農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第七十七条第一項中「第三十条第十二項第一号」を「第三十条第十二項」に、「基準は」を「基準に達しない農業協同組合は」に、「定める基準と」を「該当する農業協同組合と」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「第三十条第十二項第一号に掲げる」を「第三十条第十二項の農林水産省令で定める基準に達しない」に改める。

第七十八条第一項中「基準は」を「基準に達しない農業協同組合は」に、「定める基準と」を「該当する農業協同組合と」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「に規定する」を「の農林水産省令で定める基準に達しない」に改める。

第八十六条第二号中「請求対象者」を「法第四十条の二において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の役員の責任を追及する訴えについての前条第一項第一号に掲げる者」に改め、同条第三号中「請求対象者」を「前号の者」に、「法第四十条の二の役員の責任を追及する」を「同号の」に改める。

第百五十六条第一号中「請求対象者」を「法第三十七条の二第七項において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の役員の責任を追及する訴えについての前条第一号に掲げる者」に改め、同条第三号中「請求対象者」を「前号の者」に、「法第四十条の二の役員の責任を追及する」を「同号の」に改める。

第二百十条第一項第一号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　吸収合併消滅組合又は吸収合併存続組合における法第六十五条の四第一項及び第二項の規定による請求に係る手続の経過

第二百十条第一項第二号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　新設合併消滅組合における法第六十五条の四第一項の規定による請求に係る手続の経過

第二百十三条中「第七十二条の二の二第一項」を「第七十二条の二の二」に改め、同条第二号中「請求対象者」を「法第七十二条の二の二において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の役員の責任を追及する訴えについての前条第一号に掲げる者」に改め、同条第三号中「請求対象者」を「前号の者」に、「法第七十二条の二の二において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する責任追及等の訴え」を「同号の訴え」に改める。

附　則

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。